

平成 20 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 : サムコ 株式会社
代表者の役職名 : 代表取締役社長 辻 理
(JASDAQ・コード6387)
問い合わせ先 : 取締役社長室長 寺本 博
T E L : 0 7 5 - 6 2 1 - 7 8 4 1

商標権侵害等差止請求訴訟の終結に関するお知らせ

当社（サムコ株式会社 本社 京都市伏見区竹田藁屋町 36 番地）は、平成 18 年 5 月 25 日付けで東京地方裁判所に対し、株式会社 SUMCO（本社 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号）を被告として商標権等の侵害差止め並びに損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、このほど下記のとおり、訴訟上の和解が成立して終結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟

- ① 係属裁判所 東京地方裁判所（民事第 47 部）
- ② 事件番号 平成 18 年（ワ）第 10718 号
- ③ 提訴日 平成 18 年 5 月 25 日
- ④ 終結日（和解成立日）平成 20 年 8 月 21 日

2. 訴訟の内容（相手方に対する請求内容）

(1) 訴訟で相手方に請求する事項は下記のとおりです（訴状・請求の趣旨）。

- 「1 被告は、別紙被告標章目録記載の各標章を半導体ウエハ商品の包装に付し、その包装に同標章を付した同商品を販売し、販売のために展示し、またはそれに関する広告を行い、その広告を内容とする情報に同標章を付して電磁的方法により提供してはならない
 - 2 被告は、別紙被告標章目録記載の各標章を半導体ウエハ商品の製造及び販売に関する営業に使用してはならない
 - 3 被告は、「株式会社 SUMCO」の商号を使用してはならない
 - 4 被告は、「株式会社 SUMCO」の商号の抹消登記手続をせよ
 - 5 被告は原告に対し、金 8 0 0 0 万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日以降支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
 - 6 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。」

(2) 差止め請求（前記1から4）について

原告保有の商標権(サムコ/samco)並びに不正競争防止法第2条1項1号に基づいて、被告が、その半導体ウエハ商品に「SUMCO」等の商標を使用したり、当該事業に関して、「SUMCO」等の商号や営業表示を使用することの差止めを求める内容です。

(3) 損害賠償請求（前記5）について

原告保有の商標権の侵害並びに不正競争防止法第2条1項1号に基づいて、損害賠償金として金8000万円の支払いを求める内容です。

3. 訴訟の終結

(1) 訴訟終結の形式 訴訟上の和解

(2) 和解の概要

本件訴訟において審理を尽くした結果、半導体関連業界における弊社社名や商標（商品等表示）の業界関係者への浸透度をご理解頂き、また実際に取引先等において原告と被告との事業主体の取り違い事例（誤発注）等の混乱が生じている事実等も踏まえたうえで、今後、被告においては、被告社名を表記するに際してはカタカナ、平仮名表記をしないなど表記方法を限定すると共に、原告社名と被告社名との誤認混同が発生しないように被告において、4年間、所定の誤認混同防止措置を実施し、あわせて被告は双方で合意した和解金を原告に支払うことなどを条件として和解が成立しました。

(3) 和解条項の骨子

- ① 被告は、自社社名を表記する場合には、「株式会社 SUMCO」、あるいは「SUMCO」と表記することとし、カタカナ表記（「株式会社サムコ」あるいは「サムコ」など）や平仮名表記（「株式会社さむこ」あるいは「さむこ」など）は使用しない。
- ② 今後4年間（平成21年1月1日～平成24年12月31日）、下記の誤認混同防止措置を講ずる
 - a 今後4年間（平成21年1月1日～平成24年12月31日）、被告は、その名刺や封筒、会社紹介小冊子あるいはホームページ等において下記商標を使用する場合、「シリコン・ウェーハの」、または「シリコン・ウェーハで^{サミット}頂上を目指す」、あるいは「Silicon Wafer」とのキャッチフレーズを付記する。

 - b 被告東京本社等の看板表記等で、和解で特定されたものにつき、撤去や表示変更をする。
 - c 被告ホームページに、被告と原告とは資本関係、提携関係等のない別会社である旨の注意喚起表示を掲載し、また「週刊東洋経済」（東洋経済新報社）に一定間隔で同様の注意喚起広告を掲載する。
- ③ 被告保有の「サムコ」の文字を含む商標登録を抹消し、出願中のものは取り下げる（但し、下記の登録商標[第9類半導体ウエハにつき登録されている商標登録第5025218号]については、防御的に被告の保有を認める。）



- ④ 今後4年間（平成21年1月1日～平成24年12月31日）、取引先等において原告と被告とを取り違える事例が発生した場合には、原告から被告にその旨の通知をしたときには、被告は当該取引先に両社がいかなる関係もない会社であることを説明して取り違えの解消措置をとる。
- ⑤ 被告は原告に対して、双方で合意した和解金を支払う（金額不開示）。

4. 今後の見通しについて

本件に対する収益の影響については、確定次第お知らせ致します。

以上